

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 26 日 (金) 第 194 号 の 7



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 (※) (医師・看護人材課取扱い) 1
- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 3

訓 令

- 副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 6
- 鹿児島県公印規程及び鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令 (※) (学事法制課取扱い) 6
- 鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令 (※) (健康増進課取扱い) 7
- 鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令 (※) (危機管理課取扱い) 7
- 鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令 (※) (危機管理課取扱い) 8

告 示

- 駐在機関の廃止 (※) (健康増進課取扱い) 8

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第11号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則 (平成18年鹿児島県規則第29号) の一部を次のように改正する。

「岩切剛志」を「藤本徳昭」に、「苧坂かおり」を「須藤明裕」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第12号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則 (昭和63年鹿児島県規則第64号) の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 4 号 中 「准看護師免許証書換え交付申請書」を「准看護師免許証書換交付申請書」に改め、同条中第 9 号を削り、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(7) 令附則第 3 項の規定による保健婦免状又は看護婦免状の返納書 別記第 5 号様式

第 5 条の見出し中「書換え交付申請」を「書換交付申請」に改め、同条第 1 項中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条第 2 項中「准看護師再教育研修修了登録証書換え交付申請書」を「准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書」に改める。

別記第 1 号様式中「収入証紙はり付け欄」を「収入証紙貼付欄」に、

「

昭 和 平 成

を

--

に、

印	性別	男・女
---	----	-----

」

を「

性 別	男・女
--------	-----

」に改め、同様式注中 3 を削り、4 を

3 とする。

別記第 2 号様式中「収入証紙はり付け欄」を「収入証紙貼付欄」に、「准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書」を「准看護師籍訂正・免許証書換交付申請書」に、

「

昭 和 平 成

を

--

に、

昭 和 平 成

を

--

に、「

印

を

--

」に改め、同様式注中 3 を削り、4 を 3 とする。

別記第 3 号様式中「

昭 和 平 成

を

--

に、

昭 和 平 成

を

--

に、

「

印

」を「

--

」に改め、同様式注中 2 を削り、3 を 2 とする。

別記第 4 号様式中「収入証紙はり付け欄」を「収入証紙貼付欄」に、

「

昭 和 平 成

を

--

に、

印

を

--

」に改め、同様式注 3 を削り、同

様式注 4 (1) 中「限る。」の次に「又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本（申請前 6 月以内に発行されたものに限る。）」を加え、同様式注 4 を同様式注 3 とする。

別記第 5 号様式中「

印

」を「

--

」に改め、同様式注 1 を削り、同様式注 2 を同様式注とする。

別記第 6 号様式中「はり付け欄」を「貼付欄」に、

昭 和 平 成

を

--

に、

「

性別	男	女
電話	()	

」を

「

電話	()
----	-----

」に、

昭 和 平 成	昭 和 平 成
------------------	------------------

を

「

--

」に、「氏名

印

」を「氏名

--

」に改め、同様式注 1 を

」
削り、同様式注2を同様式注とする。

別記第7号様式中「はり付け欄」を「貼付欄」に、「印」を「」に
改め、同様式注を削る。

別記第8号様式中「収入証紙はり付け欄」を「収入証紙貼付欄」に、
「

印	性別	男・女
---	----	-----

」を
「

性別	男・女
----	-----

」に改め、同様式注中2を削り、3を2

とする。
別記第9号様式中「収入証紙はり付け欄」を「収入証紙貼付欄」に、「准看護
師再教育研修修了登録証書換え交付申請書」を「准看護師再教育研修修了登録証書換
交付申請書」に、「の書換え交付」を「の書換交付」に、「印」を「」に改め、同様
式注中2を削り、3を2とする。

別記第10号様式中「収入証紙はり付け欄」を「収入証紙貼付欄」に、
「印」を「」に改め、同様式注中2を削り、3を2とする。

別記第11号様式中「はり付け欄」を「貼付欄」に、「印」を「」に
改め、同様式注を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の保健師助産師看護師法施行細則に規定する様式により作
成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第13号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則
鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中
「

鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録手数料
鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録証訂正 手数料
鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録証再交 付手数料
貸金業者登録申請手数料

」を
「

貸金業者登録申請手数料

」に、「別表第1企
画部の表」を
「別表第1総
合政策部の
表」に、

「 別表第1 P R・観光戦略部の表 全国通訳案内士登録手数料
全国通訳案内士登録証訂正手数料
全国通訳案内士登録証再交付手数料 」 を

「 別表第1 観光・文化スポーツ部の表 全国通訳案内士登録手数料
全国通訳案内士登録証訂正手数料
全国通訳案内士登録証再交付手数料
鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録手数料
鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録証訂正手数料
鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録証再交付手数料 」 に、

「 薬局開設許可更新申請手数料 」 を

「 薬局開設許可更新申請手数料
地域連携薬局認定申請手数料
地域連携薬局認定更新申請手数料
専門医療機関連携薬局認定申請手数料
専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料 」 に、

「 薬局開設許可証再交付手数料 」 を

「 薬局開設許可証再交付手数料
地域連携薬局等認定証書換え交付手数料
地域連携薬局等認定証再交付手数料 」 に、

「 5トン以上の漁船の漁業許可申請手数料
5トン以上の漁船の漁業許可変更許可申請手数料 」 を

「 漁業許可申請手数料
漁業許可変更許可申請手数料 」 に、

「 ふぐ調理師試験手数料
ふぐ調理師免許申請手数料
ふぐ調理師免許証再交付手数料
ふぐ調理師免許証書換え手数料 」 を

「 ふぐ処理師試験手数料
ふぐ処理師免許申請手数料
ふぐ処理師免許証再交付手数料
ふぐ処理師免許証書換え手数料 」 に改める。

検 査 結 果		
月日	印	出納簿

検 査 日

別記第1号様式中

を

に改め、同様式備

考を削る。

別記第2号様式及び別記第8号様式中「印」を削る。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表

第1の改正規定中

ふぐ調理師試験手数料
ふぐ調理師免許申請手数料
ふぐ調理師免許証再交付手数料
ふぐ調理師免許証書換え手数料

を

ふぐ処理師試験手数料
ふぐ処理師免許申請手数料
ふぐ処理師免許証再交付手数料
ふぐ処理師免許証書換え手数料

に改める部分は令和3年6月1日

から、同表の改正規定中

薬局開設許可更新申請手数料

を

薬局開設許可更新申請手数料
地域連携薬局認定申請手数料
地域連携薬局認定更新申請手数料
専門医療機関連携薬局認定申請手数料
専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料

に、

薬局開設許可証再交付手数料

を

薬局開設許可証再交付手数料
地域連携薬局等認定証書換え交付手数料
地域連携薬局等認定証再交付手数料

に改める部分は同年8月1日から

施行する。

2 改正後の鹿児島県証紙条例施行規則は、同規則別表第1に規定するもののほか、令和3年7月31日以前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第7項の規定により行うことができるとされた同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の2第1項又は第6条の3第1項の規定の例による認定の申請に対する審査に係る手数料について適用する。

訓 令

鹿児島県訓令第3号

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程（平成18年鹿児島県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「岩切剛志」を「藤本徳昭」に改め、同号ア中「文化スポーツ局及び」を削り、「企画部、PR・観光戦略部」を「総合政策部、観光・文化スポーツ部」に改め、同条第3号中「苧坂かおり」を「須藤明裕」に改め、同号ア中「文化スポーツ局及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県訓令第4号

鹿児島県公印規程及び鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県公印規程及び鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令

（鹿児島県公印規程の一部改正）

第1条 鹿児島県公印規程（昭和27年鹿児島県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

別表中	鹿児島県〇〇部 〇〇局長印	方21	鹿 児 島 県 〇 〇 部 〇 〇 局 長 印	文化振興課 青少年男女共 同参画課	を

鹿児島県総務部 男女共同参画局 長印	方21	鹿 児 島 県 総 務 部 男 女 共 同 参 画 局 長 印	青少年男女共 同参画課	に改める。
--------------------------	-----	--	----------------	-------

（鹿児島県文書規程の一部改正）

第2条 鹿児島県文書規程（昭和60年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	人事課	人	を
人事課 広報課	人 広	に、	
総務事務センター	総セ		

文化振興課 世界文化遺産課 スポーツ振興課	文振 世文 スポ振	を 」
「 総務事務センター	「 総セ	」 に、
「 企画課 情報政策課	「 企 情政	」 を
「 総合政策課 デジタル推進課 統計課	「 総政 デジ推 統	」 に、
「 統計課 かごしまPR課 広報課	「 統 PR 広	」 を
「 かごしまPR課	「 PR	」 に、
「 国際交流課	「 国交	」 を
「 国際交流課 文化振興課 スポーツ振興課	「 国交 文振 スポ振	」 に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長
鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程（平成26年鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1文化スポーツ対策部の項を削り、同表企画対策部の項中「企画対策部」を「総合政策対策部」に、「企画部長」を「総合政策部長」に改め、同表PR・観光戦略対策部の項中「PR・観光戦略対策部」を「観光・文化スポーツ対策部」に、「PR・観光戦略部長」を「観光・文化スポーツ部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県災害対策本部長訓令第1号

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

鹿児島県災害対策本部長
鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県災害対策本部規程（昭和38年鹿児島県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のよ

うに改正する。

第 2 条の 2 中「、文化スポーツ局長」を削り、「各部課長」を「各課長」に改める。

別表第 1 文化スポーツ対策部の項を削り、同表企画対策部の項中「企画対策部」を「総合政策対策部」に、「企画部長」を「総合政策部長」に改め、同表 P R ・観光戦略対策部の項中「P R ・観光戦略対策部」を「観光・文化スポーツ対策部」に、「P R ・観光戦略部長」を「観光・文化スポーツ部長」に改める。

別表第 3 中	「 P 企男文	「 観総男	を	に改める。
	R 女化	光 合女		
	・画共ス	・合 共		
	観 同ポ	文 政同		
	光 対参	化 策参		
	戦 画ツ	ス 画		
	略 策対対	対画		
	対 策策	ツ 対		
	策 策策	策 策		
	部部部部	部部部部		

別記第 2 号様式の表商業関係の被害の項中「P R ・観光戦略対策部」を「観光・文化スポーツ対策部」に改める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県国民保護対策本部長訓令第 1 号

鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県国民保護対策本部長
鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県国民保護対策本部規程（平成 18 年鹿児島県国民保護対策本部長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 文化スポーツ対策部の項を削り、同表企画対策部の項中「企画対策部」を「総合政策対策部」に、「企画部長」を「総合政策部長」に改め、同表 P R ・観光戦略対策部の項中「P R ・観光戦略対策部」を「観光・文化スポーツ対策部」に、「P R ・観光戦略部長」を「観光・文化スポーツ部長」に改める。

別表第 3 中	「 P 企男文	「 観総男	を	に改める。
	R 女化	光 合女		
	・画共ス	・合 共		
	観 同ポ	文 政同		
	光 対参	化 策参		
	戦 画ツ	ス 画		
	略 策対対	対画		
	対 策策	ツ 対		
	策 策策	策 策		
	部部部部	部部部部		

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第 443 号

平成 13 年 3 月 30 日鹿児島県告示第 575 号（駐在機関の設置）をもって設置したくらし保健福

祉部健康増進課鹿屋市駐在機関は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一